

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
1	養護老人ホームに係る措置費について消費増税を踏まえた基準の改定	・養護老人ホームの措置費について、消費税の増税分が反映されていないため、消費増税を踏まえて基準を改定するよう要望する。	社会福祉法人寿康会 平成の杜	県 介護保険課	【実施主体:市町】 ・養護老人ホームの措置費については、三位一体の改革に伴い、平成17年度より市町に一般財源化され、地方交付税により財政措置されている。 ・そのため、国が技術的助言として通知した「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」において示された「老人保護措置費支弁基準」をもとに、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各市町の判断において費用を設定している。	対応困難	・消費税率の8%への引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」については、国の発出した技術的助言の通知を受け、各市町に適切な対応をとるよう通知しているところである。
2	養護老人ホームに係る施設整備費について消費増税を踏まえた基準の改定	・養護老人ホームの施設整備費について、消費税の増税分が反映されていないため、消費増税を踏まえて基準を改定するよう要望する。	社会福祉法人寿康会 平成の杜	県 介護保険課	【実施主体:県】 ・養護老人ホームなどの介護保険関連施設等の整備を行う市町、社会福祉法人、医療法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。 ・介護保険制度の見直し及び三位一体改革に伴い、平成17年度から国の補助制度が交付金制度に、平成18年度からは県交付金が税源移譲の対象事業となり一般財源化されたことに伴い、新たに「介護保険関連施設等施設整備事業費補助金」を制定した。	現行制度内で対応可能と確認	・補助単価については、近年の物価動向に基づく公立文教施設の建築単価を参考に、毎年度単価の見直しを行っているところである。
3	[浜松市]従来型特別養護老人ホームの必要性を鑑みた当該ホームの施設整備に対する補助金の創設	・浜松市における入所措置制度時に建築された従来型特別養護老人ホーム(従来型特養)は30~40年を経過する施設が多く見受けられ、老朽化対策等から建て替えの必要性が生じている。 ・しかし、浜松市では、施設整備に係る補助の対象がユニット型特養のみに制限されている。 ・生活保護世帯の増加を踏まえると、従来型特養のニーズが益々高まることから、低所得者層の選択肢となる従来型特養の施設整備に対しても補助するよう要望する。 【従来型特養・ユニット型特養の概要】 ・従来型特養…4人部屋主体、利用者負担額8万円程度/月 ・ユニット型特養…原則全室個室、利用者負担額13万円程度円/月	企業・団体	浜松市 高齢者福祉課	・施設整備に対する補助については、介護保険事業計画に基づく創設、増築の整備の場合のみ制度を設け、ユニット型特養に限定している。補助単価は、1床あたり270万円を限度額とし募集提案制により補助単価を決定している。 ・多床室の施設を建て替える際に多床室による再整備を可能とすることにより低所得高齢者の継続入所が可能となるよう、平成30年4月1日付けで特別養護老人ホームに関する基準を定めている条例を改正し、居室の定員について、市長が必要があると認める場合は4人以下の居室整備を可能とした。	対応困難	・浜松市としては、要介護高齢者の尊厳保持の観点から、新設の際には基本的にユニット型特養を整備すべきとする国の方針を踏まえ、現行制度を推進してユニット型特養の整備を促進する。 ・低所得者に対しては、条例改正により引き続き多床室への入所を可能とするとともに、社会福祉法人による利用者負担軽減制度、補足給付(特定入所者介護サービス費)、高額介護サービス費等の制度の活用により、軽減支援を行う。
4	[沼津市]企業立地補助制度の2回目以降の補助率減額要件の見直し	・企業立地補助制度における、複数回利用の際の減額要件(2回目以降の申請の場合は、補助率・補助額・限度額1/2)の見直しを検討するよう要望する。 ・補助制度を利用して土地購入・建設した本社工場が手狭となり、近隣の中古工場の追加購入を検討している。近隣に構えることにより、生産性向上につながる上、所在市町村の雇用増加にもつながるにもかかわらず、補助金が減額になることで、地元企業の成長の支障となっている。	企業・団体	沼津市 商工振興課	・用地取得費の一部、新規雇用従業員(市内居住者に限る)1人(パート等1/2換算)につき100万円以内を補助している。 ・同一企業の2回目以降の申請は、投資額(建物機械設備)が5億円以上であれば、1回目と同様の補助額(県と協調)、5億円未満の場合は、1回目の補助額の1/2(市単独)となっている。	対応困難	・本補助金は、県が補助額の1/2を市に補助する制度となっている。 ・設備投資額5億円以下の2回目の申請は、県による間接補助の対象ではなく、市が単独で補助しているため、1回目の1/2となる。本制度は、市が補助額を減額させているわけではなく、県の補助対象が拡大されれば、減額されることなく1回目と同内容の補助を受けることが可能となる。 ※平成29年11月の県の要綱改正を受けて、設備投資額が5億円を超えるようであれば、2回目も1回目と同様の補助を受けることが可能になった。しかし、5億円に満たない場合は、県の要件には合致しないため、市の単独補助となるので1/2の補助。沼津市は、他市町より早く2回目の要件を緩和しており、かつ県の要件に合致せずとも市の単独で補助を行っている。

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
5	企業立地補助制度の雇用人数要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地補助の交付要件について、増加従業員数が0人でも、生産性が10%以上の向上が必要という要件の緩和を要望する。 ・購入意思をもった地元企業が当該要件により助成金の利用がかなわず、購入に二の足を踏む状態となっている。 	企業・団体	県 企業立地推進課	<p>企業立地補助金の交付要件については、平成27年度に投資額要件を10億円から5億円に緩和し、平成29年度に複数回要件等の緩和を実施するなど、企業の投資動向や要望を踏まえ、可能な範囲で見直しを行っている。また、一部の市町では、小額投資への助成制度を設置するなど、役割を分担しながら企業への支援を進めている。</p>	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用要件の緩和は、昨年度実施済みであり、現時点では改正する予定はないが、引き続き効果的な制度となるよう見直しを検討していく。
6	企業立地補助制度の業務開始時の従業員数要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地補助制度について、業務開始時に従業員数10人以上であることという要件の緩和を要望する。 ・購入意思をもった地元企業が当該要件により助成金の利用がかなわず、購入に二の足を踏む状態となっている。 	企業・団体	県 企業立地推進課	<p>企業立地補助金の雇用要件については、昨年度、「雇用者数の1名以上の増加」から「雇用者数の維持かつ生産性の10%向上」に緩和するなど、企業の投資動向や要望を踏まえ、可能な範囲で見直しを行っている。</p>		
7	政令指定都市における事業所税の特例業種の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ①家具製造業及び②織物・繊維製造業を、特例業種に追加することを要望する。 ①家具の保管用施設の倉庫業は、事業所税緩和(1/2)が適用になるが、製造施設・資材置き場等のスペースは不適用であるため、製造施設・資材置き場等のスペースも減免対象施設に加えてほしい。 ②織物・繊維製造業者も家具製造業と同様に製造するスペースは適用せず相応の税負担を強いられているため、織物・繊維製造スペースも減免対象施設に加えてほしい。 	企業・団体	<p>静岡市 税制課 静岡市 市民税課 浜松市 市民税課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所税は、政令指定都市、首都圏又は近畿圏の一部の市又は人口30万人以上の市において、課税するとされている。課税対象は市内に所在する事務所、事業所等において事業を行う法人又は個人で、市内の事業所の床面積の合計が1,000㎡を超えるものに対し、事業所床面積を課税標準として1㎡当たり600円の税率で課税する。 ・事業所税の課税及び軽減措置については、合併後の市域において一律に適用しており、軽減(減免)の対象を静岡市・浜松市税条例及び税条例施行規則により規定している。 ・家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設は、資産割を2分の1に軽減している。 ・織物若しくは綿の製造を行う者又は機械染色整理の事業を行う者で中小企業者に該当するものが原材料又は製品の保管の用に供する施設は、資産割を2分の1に軽減している。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・家具製造業や織物・繊維製造業(中小企業者に限る。)における製品等の保管施設は、保管のために必要とされる広大な床面積あたりの収益率が低いため、税負担が過重にならないように、市税条例施行規則において2分の1を軽減(減免)している。 ・事業所税の減免は、地方税法上非課税又は課税標準の特例といった軽減措置を受けている施設との均衡を考慮し、条例・規則で定めることが適当であるとされている。 ・製品等の製造施設は、地方税法上軽減措置の対象とされておらず、家具製造業や織物・繊維製造業等の製品等の製造施設に限り特別に事業所税の負担を軽減すべき事情もないことから、軽減(減免)を行う理由がないものと考えている。
8	空き家対策として、解体撤去費用の助成等、行政サポートの強化 【昨年度からの継続提案(同内容)】	<p>空き家対策として、解体撤去費用の助成等、行政サポートの強化</p>	静岡県都市開発協会	建築安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策の推進に関する特別措置法第4条において「市町村長は、(中略)空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」と規定されている。 ・市町が実施する空き家の除却に対する補助については、国の空き家対策総合支援事業(国土交通省所管)制度がある。 ・県内市町では、平成30年11月末現在、8市町(熱海市、伊東市、伊豆市、三島市、小山町、焼津市、藤枝市、磐田市)が一定の要件を満たす空家の解体撤去に対して補助を行っている。 	条件を満たせば可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ・県としては、空家の解体撤去に対する補助制度を創設していない市町に対して、国の現行制度を活用した補助制度創設を働きかけていく。

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
9	防災、減災につながる都市開発への助成金制度の創設① 【昨年度からの継続提案(同内容)】	地震対策としての無電柱化工事への助成金	静岡県都市開発協会	総合政策課 フロンティア推進室	<p>・民地における電線地中化に要する費用は、ふじのくにフロンティア推進区域の認定住宅地に適用される「豊かな暮らし空間創生事業費」による助成対象である。</p> <p>○内容:住宅地整備への助成 ○対象:市町 ○対象事業費:事業者が整備する道路、公園等の公共施設の整備に対して市町が補助する経費(整備後に市町が所有・管理する部分) ○補助率:1/2以内 ○上限:10,000千円以内</p> <p>・本制度の助成対象となるには、ふじのくにフロンティア推進区域での事業である必要があるが、県は現在、推進区域の新規指定を行っていない。</p>	条件を満たせば可能性あり	・民地における電線地中化に関して、現状や支援要望の状況を情報収集し、必要により担当部局に支援制度の充実を働きかけていく。
10	防災、減災につながる都市開発への助成金制度の創設②	住宅密集地での防火帯につながる中高層共同住宅等の新設への助成金	静岡県都市開発協会	危機管理部 消防保安課	<p>・消防法により、山林や船舶、建築物など個々の防火対象物の設備・管理等を規制する等の方法により火災を予防し、国民の生命や財産等を火災から保護している。</p>	対応困難	・左記の対策により、火災予防を推進しており、個々の中高層共同住宅等の新設への助成金は不要と考える。
11	防災、減災につながる都市開発への助成金制度の創設③ 【昨年度からの継続提案(同内容)】	沿岸部での津波避難ビル機能をもつ中高層共同住宅等の新設への助成金	静岡県都市開発協会	危機管理部 危機情報課	<p>・災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、市町は以下の条件を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定している。</p> <p>①管理条件、②立地条件、③構造条件、④地震に対して安全な構造</p> <p>・市町が指定する指定緊急避難場所は、公共施設のほか特に津波避難ビル等については、多くの民間施設が既に指定緊急避難場所として指定されている。</p>	対応困難	<p>・現状、津波から一時的に避難するための津波避難ビルについては、市町と施設所有者との協定等により、優遇措置無しで既に指定が進んでいるなど、すでに、地域住民と施設所有者等が一体となって、地域として防災対策を進められていることから、新たな助成は不要と考える。</p> <p>・なお、地域防災力を高めることは非常に重要なことであり、日ごろから防災活動を通じて、地域の防災力の向上に貢献した事業所については、「静岡県地域防災活動知事褒賞」により表彰している。</p>

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果																										
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)																								
12	日本損害保険協会に対する耐火構造建物(マンション)の地震保険料の軽減要請	<p>建築基準法の耐震基準における構造計算上の地震地域係数において、本県のそれは他都道府県と比較して突出して高く、本県のマンションの耐震能力は強固である一方、建築コストも高い。 しかしながら、本県の地震保険料は、全国でも最上位にあり不合理であるため、行政より保険料の軽減を日本損害保険協会に対して要請していただきたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地震地域係数</th> <th>地震保険料(5年一括)円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本県</td> <td>1.2</td> <td>105,150</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>1.0</td> <td>105,150</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1.0</td> <td>79,950</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>1.0</td> <td>61,650</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>1.0</td> <td>44,400</td> </tr> <tr> <td>北海道(札幌)</td> <td>0.9</td> <td>37,800</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>0.8</td> <td>31,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)地震保険料は地震保険金額1500万円・耐震等級2等級の場合</p>		地震地域係数	地震保険料(5年一括)円	本県	1.2	105,150	東京都	1.0	105,150	愛知県	1.0	79,950	大阪府	1.0	61,650	宮城県	1.0	44,400	北海道(札幌)	0.9	37,800	福岡県	0.8	31,800	静岡県都市開発協会	危機管理部 危機政策課	<p>・地震保険の保険料は、損害両立算出機構が、国の地震調査研究推進本部の「確率論的地震予測値図」の基礎データとなる「震源モデル」を基に、地震・津波被害をシミュレーションし、想定される被害を踏まえて、都道府県ごとに設定している。</p>	対応困難	<p>・本県は、他県に比べ、保険料が高くなっているが、大規模な地震や津波の発生リスクが非常に大きく、また、甚大な被害が想定されていることから、限られた資金による現状の交付金制度においては、保険料の軽減は難しい。耐震化や免震化によって個々の保険料が割引びかれる仕組みになっているため、対策が図られている物件の軽減は考慮されている。</p>
	地震地域係数	地震保険料(5年一括)円																													
本県	1.2	105,150																													
東京都	1.0	105,150																													
愛知県	1.0	79,950																													
大阪府	1.0	61,650																													
宮城県	1.0	44,400																													
北海道(札幌)	0.9	37,800																													
福岡県	0.8	31,800																													